前回までの指摘事項について (生物多様性分野の評価において利用可能な自然環境情報について)

1.全国的な調査等により整備されている自然環境情報

生物多様性分野の評価において利用可能と考えられる既存の自然環境情報のうち、関係行政機関等が実施している全国的な調査の結果等をとりまとめた自然環境情報について、図1に示す。これらの情報については、その多くがインターネット上で公開され、閲覧やデータの入手が可能となっている。また、環境省が運営している環境影響評価情報支援ネットワーク(http://www.env.go.jp/policy/assess/index.html)では、環境アセスメントにおいて地域の環境の状況を把握するための情報収集を支援することを目的として、関係行政機関等がインターネット上で情報公開している地域環境情報のサイトのリンク集を整備している(図1、図2)。

このような自然環境情報の例としては、環境省の「自然環境保全基礎調査」がある。本調査は、自然環境保全法第4条に基づき昭和48年からおおむね5年ごとを1調査期間として実施しており、植生調査、動植物分布調査、特定植物群落調査、巨樹・巨木林調査、湿地・干潟・藻場・サンゴ礁調査等を実施している。その成果の多くは、生物多様性センター生物多様性情報システム(http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html)において、閲覧、入手が可能となっている(図1、図3、図4)。また、リモートセンシング等の最新技術を用いた植生調査の高度化や迅速な情報整備に向けた取組を進めている。

2 . 法令等により指定された自然保護区域等

自然環境の保護等を目的として法令、条例、条約により指定された区域の一覧を表1に示す。これらの区域に係る情報は、区域を管理する省庁、都道府県、市町村(出先機関を含む)等で閲覧、入手が可能となっている。

3.ポイント

全国的観点から整備された自然環境情報には様々なものがあり、その多くはインターネット上での閲覧やデータの入手、購入が可能となっている。植生図をはじめとして、これらの情報の多くは環境アセスメントにも有効利用されている。

データの精緻化、迅速な情報整備等を行うため、リモートセンシング等の最新技術を利用した情報の高度化のための取組が行われている。

地形図

(1/25000 国土地理院地形図以外) (林野庁、都道府県等)

情報がインターネット上で閲覧、入手可能なもの			
アセス支援ネット (環境省) 生態系のタイプごとの情報 植物に関する情報 動物に関する情報 地形図・その他の情報			
情報システム	1生図 (\$48-現在) 【図3 , 4 】	全国レベルの植生図。H10 までは 1/50,000 スケールで作成し、植生自然度区分による集計、図化も実施。H12 以降は 1/25,000 スケールで整備し、順次公開を進めている。平成 19 年度末時点で全国の 39%が整備されている。	
(環境省)	加植物分布調査 (S53-現在)	哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、淡水魚類、昆虫類を対象として、分布状況を調査。分布図は2次メッシュ(10km×10km)で整理されているものが多い。	
自然	宇定植物群落調査 (S53-H9)【図4】	植物群落のうち、規模、構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、きわめて脆弱であり放置すれば存続が危ぶまれるもの等について、選定基準を設けて選定し分布や生育状況等を調査。5000ヶ所以上。	
	巨樹・巨木林調査 (S63,H11-12)【図4】	原則として地上から 1.3mの高さでの幹周りが3m以上の木について、全国的な実態を把握する調査を実施。全国65,000本以上。	
	∬川調査(S54-H10)	主に1級、2級河川について、河川改変状況調査、魚類調査、原生流域調査等を実施。	
全 <u>海</u> 基	异岸改变状況調査 (S53-H10)	全国の海岸(汀線)及び海岸陸域の自然状態を調査したもの。	
	月沼調査(S54-H3)	面積 1 ha 以上の天然湖沼のうち 約 480 湖沼について改変状況・水質等を調査。うち約 60 湖沼にて魚類、プランクトン調査を実施。	
	昆地調査(H5-6)【図4】	全国 2,196 箇所の湿地について、面積、属性の概要、保護と利用の現状等を調査。特に重要な湿地等について、は 動植物調査、水文調査、水質調査等を実施。	
一の多様	-潟調査(\$53-現在) 【図4】	干潟について、分布状況や消滅状況を調査。また、干潟約 150 箇所において動植物調査を実施。	
多様性調査	真場調査(S53-現在) 【図4】	藻場について、分布状況や消滅状況を調査したもの。また、藻場約 130 箇所において出現種等の調査を実施。【図3】	
	ナンゴ礁調査 (S53-現在)	サンゴ礁について、分布状況や消滅状況を調査したもの。また、サンゴ礁 10 箇所において優占するサンゴ種、生サンゴ被度、オニヒトデ食害、白化の有無等を調査。	
—————————————————————————————————————	接動物調査(H9-H14)	我が国の沿岸域に生息するウミガメ類、鰭脚類、鯨類等の大型海棲動物を対象に、分布・繁殖状況や生息域の現状 等を調査	
	D生息調査(S45-現在)	毎年1月中旬に都道府県の協力を得て、過去の調査結果、鳥獣保護団体等からの情報に基づき、ガン・カモ・ハクチョウの原則としてすべての渡来地の中から調査地を定め調査地ごとに調査員を配置して種ごとに個体数を調査。 H20 は、8,842 ヶ所、1,958,544 羽を確認。	
		大学・博物館、研究者等の多数の団体・個人が所有している生物多様性に係わる多数の情報の所在を横断的に検索・ 把握し、互いに持っている情報の交換・流通を促進していくための情報源情報の検索システム。	
モニタリングサイト 1000 森林、里地里山、湖沼、湿地、海岸、浅海域(干潟、藻場、サンゴ礁)などの生態系ごとに、全国的な地域区分を考慮している。Web 上では調査結果のでできる。詳細なデータは環境省生物多様性センターに問い合わせ。			
日本の重要湿地 500 (H14) (環境省) 我が国の湿地保全施領		策の基礎資料を得るため、専門家の意見を得て重要湿地を 500 ヶ所選定したもの。湿地の区域は明確に定めていない。	
		コラー)を閲覧用に試験公開しているサイト。地形図の入手については、Web 上でデジタルデータのダウンロードが有行された地形図は、インターネット通販のほか、地図センターや全国の販売所にて購入できる。	
河川水辺の国勢調査 (H5-11,H13-現在)(国土交通省) 全国 109 の一級水系河川において、「魚介類調査」「底生動物調査」「植物調査」「鳥類調査」「両生類・爬虫類・哺乳類調査」「陸上昆虫等調査」の6項目の生物調査と、河川の瀬・淵や水際部の状況等を調査する「河川調査」、河川空間の利用者などを調査する「河川空間用実態調査」を実施。			
湖沼湿原調査 (H14-)(国土地理院) 湖底地形、底質、水中植物などの調査を行い、1:10,000 の湖沼図を作成。その他、土地利用状況図、地形分類図を作成。Web 上で			
Bird Base (アジアの鳥類分布データ 「日本野鳥の会」「バードライフ・インターナショナル」「環境省」「北海道環境科学研究センター」が所蔵する鳥類分布データと鳥類生息 地データを横断的に検索することができる Web-GIS システムが閲覧できる。			
シギ・チドリ類渡来地湿地目録 ド9(環境省) シギ・チドリ類の観察数が一定基準以上の調査地点を抽出して「シギ・チドリ類渡来湿地目録」を作成。渡来数・渡来種数が多いという観点から一定基準以上の重要な渡来地域は 13 地域。			
田んぼの生きもの調査 出3-現在(農林水産省・環境省) 農林水産省と環境省が連携して全国の都道府県や農林水産省の出先機関等が地域住民などと共同で実施している調査で、農業用水路やため池な どの水田周辺水域において、魚類、カエル、水生昆虫、外来生物(カワヒバリガイ、ホテイアオイ、ボタンウキクサ)などの生きものと水質や 水路の構造などの環境を調査。Web 上では結果概要を見ることができる。			
紙媒体の情報が閲覧、入手可能なもの			

2

安庁海の相談室にて閲覧可能。また、インターネット通販、販売所にて購入できる。

森林基本図(縮尺 1/5000)海図など。森林基本図の閲覧は、林野庁、都道府県(出先機関を含む)で可能。入手は有償。海図は、全国の海上保

表 1 法令等により指定された自然保護区域等

保護区等名称	指定·管 理主体等	概要
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域 都道府県自然環境保全地域	環境省 都道府県	自然環境保全法・都道府県条例に基づき、人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域、すぐれた自然環境を維持している地域等を指定。計 552 ヶ所、103,627ha(平成 21 年 3 月 31 日現在)。
国立公園 国定公園 都道府県立自然公園	環境省 都道府県	自然公園法に基づき、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自 然の風景地等を指定。計 394 箇所、約 541 万 ha。
生息地等保護区	環境省	種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の保存のため重要と 認める区域を指定。9箇所、885ha。
国指定鳥獣保護区 都道府県指定鳥獣保護区	環境省 都道府県	鳥獣保護法に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定。計 3884 箇所、約 364 万 ha(平成 20 年 12 月現在)。
保護林	林野庁	原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に資すること等を目的として、区域を定め、禁伐等の管理経営を行うことにより、保護を図っている国有林野。841ヶ所、781 千 ha。
保安林	林野庁 都道府県	保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。
天然記念物	文化庁 都道府県 市町村	文化財保護法・条例に基づき、動物、植物及び地質鉱物で我が国に とって学術上価値の高いものを国が指定・登録・選定。法に基づ〈天 然記念物 980 件。
ラムサール条約湿地	環境省 都道府県	特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全を促進することを目的として登録。日本国内では、国の法律により、将来にわたって自然環境の保全が図られることが登録基準となっている。37ヶ所、131,027ha。
世界自然遺産	環境省 文化庁 林野庁	人類共通のかけがえのない財産として、将来の世代に引き継いでいくべき宝物。自然遺産に登録されるためには4つの評価基準「地形・地質」「生態系」「自然景観」「生物多様性」のいずれかを満たす必要がある。3ヶ所、約99,000ha(平成21年3月31日現在)。
緑地保全地区	都道府県 指定都市	都市緑地法に基づき、良好な自然環境を形成している緑地のうち、 市町村が都市計画に指定した区域。神社、寺院等と一体となって文 化的意義を有するもの、風致・景観が優れ、地域住民の生活環境と して必要なもの、動植物の生息地または生育地で保全する必要があ るものなどが設定される。
特別緑地保全地区	都道府県 指定都市 市町村	都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。緑地の規模に応じて、都道府県・指定都市、市町村が計画決定する。
自然海浜保全地区	府県	瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき各府県が条例により指定するもの。水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されている区域 や 海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を指定する。

図2 アセス支援ネットにおける地域環境情報のリンク集

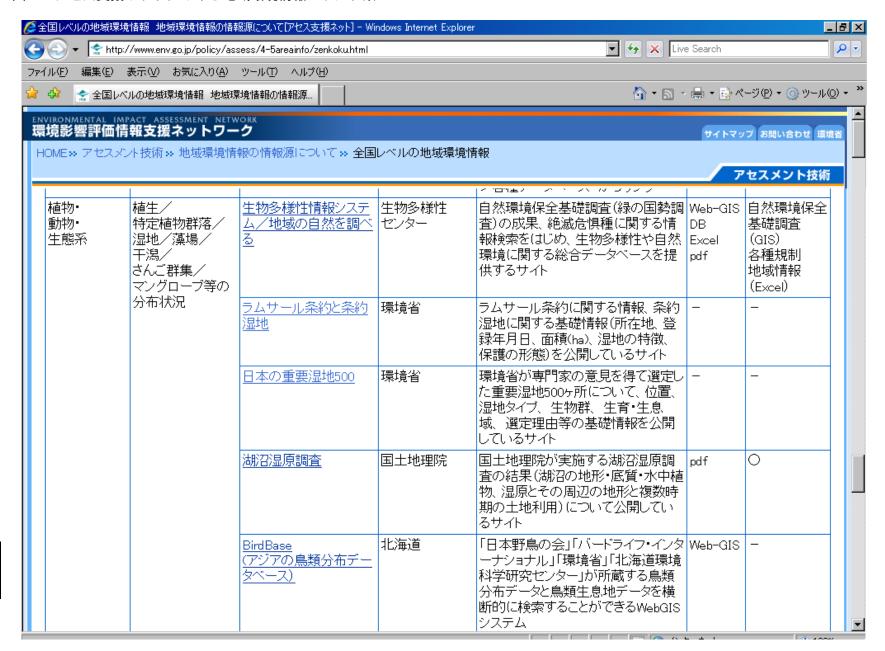
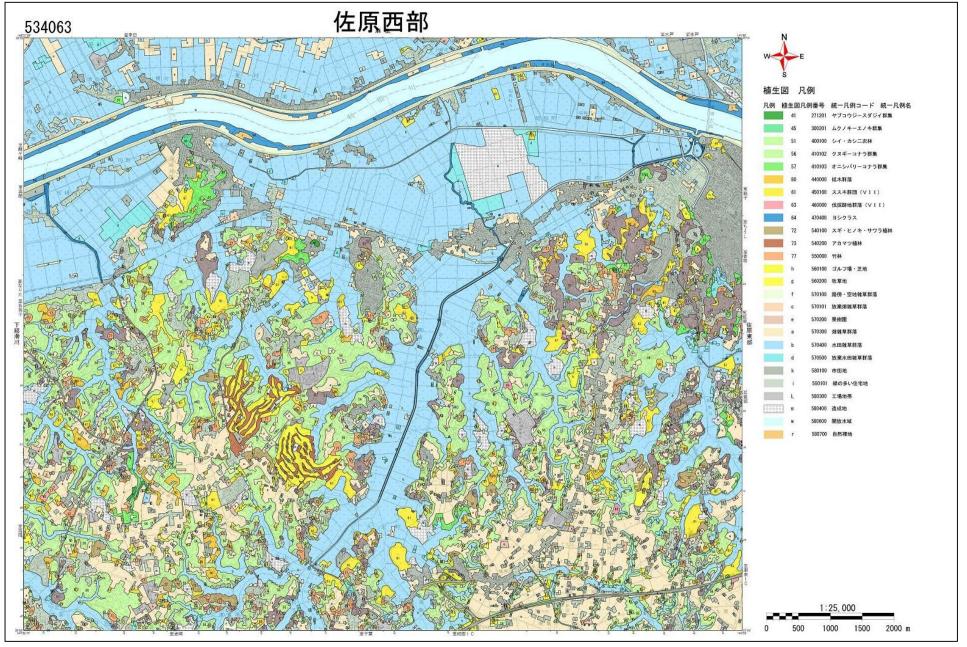


図3 生物多様性情報システムで入手できる 1/25000 植生図の一例



資料サイズの関係上、縮尺を変更しています

図4 生物多様性情報システムにおける各種データの閲覧

